

令和5年 月 日

喜連川社会復帰促進センター長 殿

住 所
報道機関名
責任者氏名

取材申請書

- 1 取材日時
令和5年12月26日(火)午後1時30分から同4時30分まで
- 2 取材目的・内容
職業訓練農業科「ハナヤスリ・プロジェクト」の目的、方法、実施状況等を報道するために必要な講義風景等の撮影及び関係者（喜連川社会復帰促進センター職員及び民間事業者（講師含む。)) へのインタビュー。
- 3 報道番組名等（番組名、放送時間帯、放送エリア）
※ テレビの場合のみ記載してください。新聞の場合は記載不要です。
- 4 報道予定日
※ 未定の場合は「未定」と記載してください。
- 5 取材スタッフ
※ 事前に登録した方のみ入館が可能ですので、入館されるスタッフ全員をフルネームで記載してください。
- 6 取材責任者及び連絡先
※ 取材当日、当センターに来られる方の中での責任者及び連絡先を記載してください。
- 7 持ち込み機材（種類及び個数）
※ 事前に登録した取材用機材のみ持ち込みが可能です。
- 8 取材時の注意事項について
取材に当たっては、別添の「取材時の注意事項について」を遵守するとともに、職員からの指示に従います。

取材時の注意事項について

- 1 取材に際して、被收容者のプライバシー保護を最優先とし、被收容者の顔、名札等を撮るなど、受刑者の個人情報特定されるような撮影を行わないように配慮すること。
- 2 撮影の都合上、やむを得ず被收容者の顔、名札等を撮影した場合には、被收容者の容ぼうその他個人が特定されるおそれのある身体的特徴及び名札等について、個人が特定できないように写真や映像・音声等の加工や編集を行うこと。
- 3 許可なく、被收容者に話し掛けたり、喜連川社会復帰促進センター（以下「センター」という。）内の物品を使用・移動したり、取材場所を移動しないこと。
- 4 あらかじめセンター長の許可を受けた場所及び場面以外の撮影又は録音は行わないこと。
- 5 取材及び報道に当たっては、被收容者及び民間協力者の人権・名誉の保全並びに一般社会に誤解を与えないように配慮すること。
- 6 本件取材による報道に先立ち、あらかじめ報道に使用する写真や映像・音声について、センターが被收容者の人権や名誉心の保護、又は施設警備等の観点から確認・意見を述べる機会を設け、許可を得てから報道すること。
- 7 センターで取材した内容及び知り得た情報については、取材申請書に書かれた目的以外に使用しないこと。やむを得ず取材申請書の目的以外の内容と関係なく公表する場合は、事前にその写真、映像、音声及び記事等の内容についてセンターの了解を得ること。
- 8 金品、携帯電話等の通信機器、たばこ・菓子・酒類等の嗜好品並びにライター等の火気類は、構内に持ち込まないこと。
- 9 取材のためにセンター内に立ち入った者が、この注意事項に違反した場合、又は職員からの指示に従わない場合は、即時、取材中止となること。
- 10 センターにおいて突発的事故が発生し、不測の事態の発生又は施設の管理運営上の支障等の理由により、取材中止を要請した場合は、直ちに応ずること。
- 11 上記9及び10に記載された事項により、取材を実施した社が受けた損害について、喜連川社会復帰促進センターは、一切その責めを負わないので、御了承願います。